

令和7年度 第1回高岡市地域共生社会推進協議会 会議要旨

- 1 日 時 令和7年5月30日（金） 午前10時00分から午前11時27分まで
- 2 場 所 高岡市文化芸能館2階 第1、第2研修室
- 3 出席者 出席委員15名 欠席委員5名

4 協議事項

- (1) 令和6年度高岡市地域共生社会推進協議会専門部会・定例会議活動報告及び令和7年度活動計画（案）について

- ① 就労支援部会活動報告及び活動計画（案）について【資料No. 1-1】

〈委員からの質疑等はなかった。〉

- ② 地域生活支援部会活動報告及び活動計画（案）について【資料No. 1-2】

【質疑応答等】

〈会長〉

地域生活支援拠点は、緊急時の受入機能を担うものだが、日頃からの情報共有も重要である。地域にお住まいの方がショートステイを緊急に必要とされるような場合、事前に何の情報もなく受け入れるということは、事業所にとって大きな負担となる可能性があるということを、いろいろな事業所から伺っている。そうしたソフト面での情報共有の仕組みなども整備していく必要があると感じたところである。単に「ベッドを用意しておけばよい」という話ではないと考えられ、ぜひ、そういった考え方も取り入れていただきたい。

〈委員〉

重層的支援体制整備事業では、複雑な事案に対応していただけるものだと理解していた。しかし、相談支援事業の相談員からは、「高齢者が当事者に含まれていなければ、重層的支援体制整備事業の対象とはならず、高岡市社会福祉協議会にも関わっていただけない」との話を伺った。また、地域生活支援部会の主な機能には、高齢者支援分野など多分野との重層的ネットワーク体制の構築とあることから、当事者に高齢者が含まれていなければ重層的支援体制整備事業として対応していただけないのか伺いたい。

〈事務局〉

重層的支援体制整備事業は、年齢要件に基づくものではなく、複合的な課題を抱えるケースに対応することを目的とした事業であり、当事者に高齢者を含まないからといって対象外となることはない。実際には高齢者が関わっているケース

が多い傾向にあるが、複合案件はケース・バイ・ケースでの対応が必要となり、制度の枠を超えた支援が必要な事案に対しては、部局を超えて柔軟に対応することが求められる。また、高岡市社会福祉協議会とも連携し、必要に応じてケース会議を開催するなどして、関係機関とともに対応方針を検討している。したがって、高齢者が含まれていなければ対応しないということはない。

《委員》

重層的支援体制整備事業は、部局をまたぐような事案について対応していただけるという理解でよいか。

《事務局》

行政には、縦割りと言われがちな側面があるが、重層的支援体制整備事業は、そうした部局の枠組みを超えて対応することを目的としている。障がい分野や高齢者分野、生活困窮、子育てなど、複数の課題が複雑に絡み合う事案については、まずは全てを受け止め、関係部局や関係機関が連携して課題解決を図っていく体制づくりを進めているところである。

《委員》

相談支援事業所では困難事例が多く、部局をまたがないような困難事例も多数存在している。そのような困難事例については、自分たちの事業所内だけで対応していくことが非常に難しくなっており、地域生活支援拠点のような体制の中で、何らかのサポートを受けられる仕組みがあればありがたいと感じている。

《会長》

家族に障がいのある親や引きこもりの状態にある親がいた場合に、いわゆるヤングケアラーの状態になる子どもがいたり、行政の縦割りの対応ではカバーしきれないようなケースが出てきている。そうした意味でも、各分野ごとに施策はあるものの、それだけでは限界があり、いかに柔軟に対応していけるかが問われている。最近では、DVや家庭内暴力、障がいのあるお子さんが親に対して暴力をふるうケースなど、シェルター的な機能へのニーズも高まっていると感じている。このような課題に対しても、対応のあり方を関係機関で共有し、視野を広げて考えていかなければならないと感じているところである。

《委員》

ある世帯について、重層的支援体制整備事業で対応されていたケースがあったが、その体制で支援していた方のご両親が立て続けにお亡くなりになり、単身世帯となられた。このような場合でも、個人に対する包括的な支援が求められる状況であったが、単身世帯となられたことで重層的支援体制整備事業から外された。単身世帯になったとはいえ、支援のケースとしては難しい事案であり、このような場合にどのような体制で支援していけばよいか、現場でも悩んでいる。こうし

た相談にも対応できる体制を整えていただけるとありがたいと感じている。

《事務局》

重層的支援体制整備事業は、単に複合的だから対応しているというわけではない。福祉連携推進室は、困りごとに対してしっかりと受け止め、柔軟に支援体制を構築するという役割を担っている。複合案件が終了したからといって支援が終了するわけではなく、例えば、社会福祉課では障がい分野において、長寿福祉課では高齢者分野において、それぞれの所管課で引き続き連携しながら対応している場合がある。複合的な案件については、福祉連携推進室でいったん受け止めて整理した後、それぞれの担当課へ連携して対応しているケースもあると理解している。

《会長》

重層的という言葉のとおり、支援を届けるべき最下層は、生きるか死ぬかという切実なラインにある方々である。だからこそ、その最下層に移らないように、生活や状況の質を底上げしていく必要があると考えている。こうした層にいる方々は、いわゆる社会的リスクの高い層であり、支援が届かなければさらに追い詰められてしまう可能性がある。そうした方々に対しては、追い詰められた結果として対応するのではなく、追い詰められないように前もって働き掛けていくことが重要であり、まさに重層的支援体制の意義だと考える。ぜひ、このような視点をもって施策を進めていただき、支援の充実をお願いしたい。

③ 発達支援ネットワーク会議活動報告及び活動計画（案）について【資料 No. 1-3】

【質疑応答等】

《委員》

全国的に5歳児健診がスタートするというところで、高岡市においても令和8年度から5歳児健診を開始すると伺っている。5歳児健診の目的としては、小学校入学前の段階で発達特性のあるお子さんを早期に発見し、保育・福祉・教育・医療などの関係機関が連携してスムーズな入学を支援するとともに、不登校の予防にもつなげることと聞いている。そこで、高岡市として、発達特性のあるお子さんが見つかった場合に、どのような連携体制でスムーズな就学につなげていくのか、現時点での方向性を伺いたい。

《事務局》

5歳児健診については、令和10年度までに全国的に実施が進められるという方針が国から示されており、本市においても令和8年度からの開始が決定されているわけではないが、令和8年度からの実施も視野に入れて、現在、担当課である健康増進課において検討を進めているところである。その中で、教育委員会や福祉部門がどのように連携していくかについては、令和7年4月から庁内において、教育委員会と福祉保健部の社会福祉課、子ども・子育て課、健康増進課及び

こども家庭センターといった関係部署が参加するワーキングチームを結成し、議論を進めている。また、令和8年度には（仮称）教育総合支援センターの設置が予定されており、そのセンターとの連携のあり方についてもワーキングチームの中で検討を進めている。令和8年度の5歳児健診開始に向けて、実施体制の整備が可能かどうかについても議論を行っており、可能であれば令和8年度から体制を整備したいと考えている。現時点では、具体的な内容についてお示しできる段階には至っていないが、内容が整理され次第、新年度予算への反映や、この協議会などで関係機関への情報提供ができるよう調整を進めている。

《委員》

現在、不登校の子どもたちの特性などに関して、放課後等デイサービスの現場で関わっているが、小学1年生や2年生で学校に通えない子どもが増えているという実感がある。そうした状況を踏まえると、就学前から学校へのスムーズな特性理解につなげるよう、関係機関が連携することで、子どもたちが円滑に学校生活を始められるのではないかと考えている。そのための仕組みづくりを進めていただくとともに、その中で福祉分野が果たすべき役割についても、改めてご教示いただければと思っている。

④ 権利擁護部会活動報告及び活動計画（案）について【資料 No. 1-4】

【意見】

《会長》

学齢期からの障がい者理解促進事業について、令和6年度の実績は0件であったとの説明を受けた。障がいのある方への理解については、初等教育の段階から積極的に進めた方が効果が高いという研究もある。子どもの頃から福祉教育に触れる機会を持ち、ボランティア学習など、さまざまな学びの形を通じて経験していくことは、とても大切だと考えている。また、大人になったときに「人をいたわる気持ちを持てるようになる」というデータもあることから、ぜひ高岡市としても、こうした取組みを働き掛けていただきたい。あわせて、事業所の皆さまにもご協力をお願いしたい。私自身、福祉教育推進員の資格を取得しており、県全体でもこういった取組みを推進していく立場にある。その観点からも非常に意義のある事業であると考えており、ぜひ前向きに取り組んでいただきたい。

《委員》

高岡支援学校では、近隣の万葉小学校や高陵小学校、志貴野中学校と交流を行っており、こうした取組みを通じて、本校の子どもたちに対する理解の促進を図っている。また、相手校の子どもたちにとっても、「こういった子どもがいるのだな」と気づくよい機会となっている。令和6年度は、学齢期からの障がい者理解促進事業としての実績はなかったとのことであるが、学校というのは年間を通じて教育活動の計画をしっかりと立てている。そのため、事業の実施を希望する場合は、できるだけ早い段階で連絡をいただくことが重要である。早めにご連絡いた

できれば、学校としても教育活動の一環として有効に位置付けられるため、ぜひ再度、働きかけていただきたいと考えている。

《委員》

氷見市の基幹相談支援センターでは、精神障がいのある方への理解促進を目的として、市内の高校等に出向き、出前講習を実施していると聞いている。こうした取組みは非常に意義のあるものであると考える。特に、精神障がいについては、できるだけ早い段階で正しい理解が広がることで、発症したときに当事者自身が早期に気づき、治療につながる可能性が高まると考えている。学齢期からの取組みが理想ではあるが、難しい場合には中学生や高校生といった高学年からでも、段階的に理解を深めていくような事業があれば望ましいと感じている。

《会長》

全国の社会福祉協議会では、福祉教育プログラムとして、施設や事業所、当事者団体と連携し、小・中・高校等に出向いて出前授業や体験学習を行う取組みが行われている。富山県内においても、このような福祉教育の実践をさらに推進していく必要があると考えており、私自身としても何らかの形で協力していきたいと考えている。

⑤ 定例会議活動報告及び活動計画（案）について【資料 No. 1-5】

【質疑応答等】

《委員》

各専門部会と定例会議の資料では、課題に対して、令和7年度の取組みが明示されているが、これは令和6年度の課題に対する令和7年度の取組みとして理解してよいのか。

《事務局》

各専門部会と定例会議では、令和7年度においても、引き続き、課題の解決に向けた取組みを進めていく。令和6年度に把握された課題を踏まえ、令和7年度の取組みとして位置付け、対応していくこととしている。

(2) 障がい者移動支援事業について

① 貸切バス借上料補助事業（障がい福祉団体に対する移動支援）【資料 No. 2-1】

② ミライロ ID の導入について（障がい者個人への外出支援）【資料 No. 2-1】【資料 No. 2-2】

【質疑応答等】

《委員》

ミライロ ID について、登録するスマートフォンは、障害者本人のものでなければならないのか。

《事務局》

ミライロ ID の登録は、基本的には障害者本人のスマートフォンで行うことが想定されている。ただし、本人がスマートフォンを所持していない場合や操作が難しい場合には、保護者や家族のスマートフォンに登録することも可能である。顔写真付きの障害者手帳の画像を使用するため、登録にあたっては本人の同意や協力が必要であるが、スマートフォンの所有者が家族であっても問題はない。

《会長》

県外ではミライロ ID が障害者手帳の提示を求められることがあるが、障害者手帳を提示すれば事足りる。ただし、映画館で割引を受けようとしようとした際に、「障害者手帳を出してください」と言われ、手帳を提示したが、顔写真が若い頃のものであったため、「本人かどうか」の確認を受けたこともある。そのような経験から、顔写真はできるだけ現状に近いものへ更新した方が、現場でのトラブルを防ぐことができると考えている。

《委員》

ミライロ ID は障害者手帳の代替として使用できるものだと思うが、本人確認書類としての効力はあるのか。

《事務局》

ミライロ ID は、障害者手帳の情報をスマートフォン上に表示できるものであるが、いわゆる本人確認書類としては認められていない。本人確認には、官公署が発行する顔写真付きの身分証明書が必要である。ミライロ ID は、障害者割引等を受ける際の補助的なツールであり、割引の可否は各施設等の判断に委ねられる。なお、スマートフォンのバッテリー切れなどに備え、障害者手帳本体もあわせて携帯していただくことが望ましいと考えている。

(3) (仮称)放課後等デイサービス・児童発達支援事業所連絡協議会設置について【資料 No. 3-1】【資料 No. 3-2】

【意見】

《委員》

当法人では、知的発達のあるお子さんの放課後等デイサービス、肢体不自由のお子さんや医療的ケアが必要なお子さんを対象とした放課後等デイサービス、不登校を主とする発達障がいのあるお子さんの放課後等デイサービスを実施している。また、0歳から5歳までを対象とした児童発達支援事業も手がけており、10年ぐらいをかけて少しずつ事業を充実させている。ただ、事業所数については、この10年ほどで市内でも約50か所に増加しており、急激に事業者が増えている現状がある。加えて、民間の株式会社などの参入も多くなっており、全国的にも支援の質が課題とされている。富山市や射水市などでは、以前から放課後等デイサービスの連絡協議会が活発に行われているが、高岡市においても、これだけ事

業所数が増加しているということを踏まえると、支援の質の維持向上や虐待防止の観点からも、こうした協議会が設置されることには非常に大きな意義があると感じており、事業者としても大変ありがたく思っている。さまざまな方針や考え方を持つ事業所がある中で、各事業者の意見を聞き合いながら、質の向上につながる機会になればと考えているところである。

(4) その他

- ・ 事務局より、情報アクセシビリティに配慮したホームページやチャットボットの現状についての報告があった。

【意見】

《会長》

ホームページについては、以前より改善が進められているとの報告を受けた。大変喜ばしいことであり、今後も継続的に改善を進めていただきたい。一点、視覚障がいのある方々への配慮として、画像やチャート、表などの非テキストコンテンツには、適切な代替テキストを設定していただきたい。これにより、音声読み上げソフトを利用する方々が、画像の内容を理解しやすくなる。例えば、「この画像は、こうした状況を示している」といった具体的な説明を加えることで、視覚情報を補完することが可能となる。このような配慮は、実際に視覚障がい者の方々からも「非常にありがたい」との声が寄せられている。ウェブアクセシビリティの向上は、全ての利用者にとって利便性を高める重要な要素である。今後も、より多くの方が快適に利用できるホームページの運営に努めていただきたい。

- ・ 委員より、障がいがある人への選挙の投票のサポートについての報告があった。

【質疑応答等】

《委員》

市の広報紙「市民と市政」6月号に、選挙の投票についての記事があり、その中で身体に重度の障がいがある人への配慮について記載されていた。大変よい取り組みであると感じた。これに関連して、知的障がいのある人の投票について、どのようなサポートが可能なのかを伺いたい。知的障がいのある人については、「どうせ行かないだろう」といった見方も一部にあるが、投票はその人の権利であり、人権であるので大切にしたいと考えている。当事業所のグループホームでは、選挙公報を見ていただきながら「投票に行きたいかどうか」を確認し、期日前投票にお連れしている。しかし、選挙や投票に不慣れな人、ひとりで投票ができない人に対して、どのような支援が可能か教えていただきたい。また、指定の病院や老人ホームでは施設内で投票ができるとの記載があったが、少人数の事業所に対しても同様の対応が可能か伺いたい。

《事務局》

ご質問のとおり、選挙における障がいのある人への対応については、投票の保

障という観点から、選挙管理委員会の指示により、各投票所においてサポートが行われているところである。例えば、身体障がいのある人への対応としては、車いす配置などサポート手段が整備されている。知的障がいのある人についても、同様に投票所でのサポートが必要な場合には適切に対応することとなっており、選挙管理委員会から周知されている。

《委員》

投票に当たっては、事前に「投票に行く」という情報を伝える必要はあるか。

《事務局》

事前の情報提供は必須ではないが、あらかじめお知らせいただければ、選挙に従事している職員も準備ができるので、可能であればご連絡いただけるとありがたい。事前のお知らせがなくても、来場された際にはしっかりと対応させていただきたい。また、選挙管理委員会から各投票所の従事者にも、その旨を共有しておきたいと考えている。

《会長》

選挙権や人権に関する問題について、イギリスでは、特に重度の知的障がいを持つ方々に対しても本人の意思があることを前提とするという理念の下、人権保障の対応が行われている。日本においても、基本的人権を守るために合理的配慮を実践していく必要があると考える。その前段階として、意思決定に関する話し合いを重ねることは重要であり、もし、高岡市において不明な点があれば、ぜひ、事業所と連携し、意思決定を支援する取組みを進めていただきたい。また、投票という権利をどのように保障していくかについてのノウハウの蓄積をお願いしたいと考えている。さらに、選挙管理委員会にもこの趣旨をしっかりと伝え、理解と協力をお願いしたい。

以上で協議会を終了した。